

【新設】（直接又は間接保有の株式）

17-3-2 規則第59条の2第1項《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》の青色申告法人（以下17-3-9において「青色申告法人」という。）がその取引の相手方である法人との間に出資関係を通じて同条第3項各号に掲げる関係（以下17-3-2において「特殊の関係」という。）にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。

（注）名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特殊の関係の有無を判定することに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第3項各号《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に掲げる特殊の関係の有無を判定する場合における「直接又は間接に保有する株式」の意義について明らかにしたものである。
- 2 本特例の対象となる関連者とは、内国法人との間に特殊の関係を有する法人をいうこととされており、この特殊の関係の有無については、法人が直接又は間接に保有する株式の数等を基礎として判定することとされている（規59の2③）。
- 3 ところで、本特例における特殊の関係は、移転価格税制における国外関連者に係る特殊の関係と同様の文言によって規定されている。この点、措置法通達66の4(1)-2《直接又は間接保有の株式》においては、措置法通達66の4(1)-1《発行済株式》における「発行済株式」の範囲に関する取扱いとの整合性を図るため、特殊の関係の有無を判定する場合における直接又は間接に保有する株式の数の計算上、直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことが明らかにされている。本特例においても、法人税基本通達17-3-1《発行済株式》における「発行済株式」の範囲に関する取扱いとの整合性を図る必要があることから、措置法通達66の4(1)-2と同様に取り扱うのが適当である。
- 4 そこで、本通達においては、特殊の関係の有無を判定する場合における直接又は間接に保有する株式についても、移転価格税制と同様に、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれることを明らかにしている。
- 5 なお、名義株については、その実際の権利者が所有するものとして特殊の関係の有無を判定することとしているが、これは株式の名義ではなく実質的な権利関係に基づいて判定するという当然の考え方を確認的に示したものであり、念のため注書においてその取扱いを明らかにしたものである。